

## 湘南なぎさ荘

### 通所介護、第1号通所事業（藤沢市介護予防通所型サービス）運営規程

#### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人上村鶴生会（以下「法人」という。）が運営する湘南なぎさ荘（以下「なぎさ荘」という。）が行う通所介護及び第1号通所事業（藤沢市介護予防通所型サービス）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所型サービスを提供することを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

#### （運営の方針）

- 第3条 本事業所において提供する指定通所介護及び介護予防通所型サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画書及び介護予防通所型サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
  - 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
  - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
  - 6 通所介護計画書及び介護予防通所型サービス計画が作成されている場合は、当該計画にそった通所介護及び介護予防通所型サービスを提供する。

#### （事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
湘南なぎさ荘

#### （事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
神奈川県藤沢市鶴沼海岸6丁目17-7

#### （職種及び職務内容等）

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（生活相談員と常勤兼務）  
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

#### 1 単位目

- 2 生活相談員 2名（うち1名が管理者と常勤兼務、1名が介護職員と常勤兼務）  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供

されるよう、事業所内のサービスの調整、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等他の機関と連携において必要な役割を果たす。

- 3 看護職員 3名（機能訓練指導員と非常勤兼務）  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 4 介護職員 4名（うち1名が生活相談員と常勤兼務）  
介護職員は、通所介護及び介護予防通所型サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な支援を行う。
- 5 機能訓練指導員 3名（看護職員と非常勤兼務）  
利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに、他の職員に対し、技術指導を行う。

## 2 単位目

- 2 生活相談員 2名（うち1名が管理者と常勤兼務、1名が介護職員と常勤兼務）  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等他の機関と連携において必要な役割を果たす。
- 3 看護職員 3名（機能訓練指導員と非常勤兼務）  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 4 介護職員 4名（うち1名が生活相談員と常勤兼務）  
介護職員は、通所介護及び介護予防通所型サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な支援を行う。
- 5 機能訓練指導員 3名（看護職員と非常勤兼務）  
利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに、他の職員に対し、技術指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週火曜日～土曜日（定休 月・日曜日及び12/29～1/3）年度により異なる  
※祝日 祭日は営業
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 1単位目 午前8時55分～午後12時00分（要介護）  
午前9時30分～午前11時30分（要支援）  
2単位目 午後1時10分～午後4時15分（要介護）  
午後2時15分～午後4時15分（要支援）
- 4 上記営業日時以外の場合の電話連絡は、留守番電話に切り替わる為、伝言を入れて頂く。

第8条 1単位目及び2単位目に通所介護及び介護予防通所型サービスを提供する定員は20名とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、介護職員の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。また、施設の貸与物品、給付物品を施設長の指示に反して利用又は処分してはならない。

(通所介護及び介護予防通所型サービスの内容)

第10条 通所介護及び介護予防通所型サービスの内容は次のとおりとする。

1 機能訓練サービス

- (1) 運動機能向上訓練・日常動作に関する訓練
- (2) 口腔機能向上の為のサービス提供
- (3) アクティビティサービス
- (4) 脳カトレーニング
- (5) 栄養改善マネジメント
- (6) 健康・マッサージ器具の提供

2 健康状態の確認

- (1) 看護師によるバイタル等のチェック、健康状態に対する相談・助言。

3 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- (1) 移動の介助
- (2) 排泄の介助
- (3) 通所の介助等その他必要な身体の介護
- (4) 養護（休養）

4 送迎サービス

基本的にドア to ドアの送迎を実施。安全確保の観点から乗降介助及び見守りを職員で行う。

5 食事サービス

- (1) 準備・後始末の介助
- (2) 食事摂取の介助
- (3) その他身体状況・嚥下状態に合わせた必要な食事の介助
- (4) 調理

6 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を伝える。

- (1) 日常生活動作に関する訓練の相談・助言
- (2) 福祉用具の利用法の相談・助言
- (3) 住宅改修に関する情報提供
- (4) 家族介護者教室の開催
- (5) その他必要な相談・助言

(通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画の作成など)

第11条 通所介護及び介護予防通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画を作成する。

2 通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護及び介護予防通所型サービスの利用料)

第12条 本事業所が提供する通所介護及び介護予防通所型サービスの利用料は、介護報酬告示上の額とするが、本人負担は負担割合証に応じて1割又は2割又は3割負担とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

1 次条に定める通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う。

(1) 送迎に要する費用

実施地域外の利用者の送迎は実施地域を超えた時点から1kmごと20円

(2) おやつ代 280円

(3) おむつ代 実費

(4) 衛生材料費 利用者の希望により購入する消耗品費 実費

(5) 文書料 領収証再発行について 1か月分 550円

2か月分以上1100円

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

3 利用料の支払いは、利用者が指定した銀行又は郵便口座から引き落とし、指定期日までに受ける。

4 サービス利用のキャンセルとキャンセル料に関して、利用者がサービスの利用をキャンセルする場合には、すみやかに下記の連絡先まで連絡を頂くこと。なお午前利用は要介護・要支援の利用者ともに当日の朝8時30分以降のキャンセル、午後利用は当日のキャンセルについては、要介護の利用者は当日の11時以降、要支援の利用者は当日の12時以降のキャンセルの場合、キャンセル料としておやつ代の280円を請求するものとする。

(通所介護及び介護予防通所型サービスの事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

(藤沢市) 鶴沼海岸1～7丁目 鶴沼松が岡1～5丁目 鶴沼藤が谷1～4丁目

鶴沼桜ヶ岡1丁目～4丁目 片瀬海岸 片瀬 片瀬山 目白山 江の島 鶴沼石上

鶴沼東 鶴沼橋 鶴沼花沢町 本鶴沼1丁目～5丁目 辻堂1丁目～6丁目

辻堂東海岸1丁目～4丁目 辻堂西海岸1丁目～3丁目 辻堂大平台 藤沢、  
辻堂新町

(鎌倉市) 腰越 津西 津 西鎌倉

尚、藤沢市、鎌倉市の一部地域につきましては事業所にお尋ね下さい。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 通所介護及び介護予防通所型サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護及び指定介護予防通所サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(記録の整備)

事業所は通所介護の及び介護予防通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

- (1) 通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。  
従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第16条 提供した通所介護及び介護予防通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する通所介護及び介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 通所介護及び介護予防通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症に関する知識の習得に努める。
- 3 従業者は年1回の健康診断を実施する。

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項)

第19条 事業者は感染症が発生し、又は蔓延しないように下記に定める措置を講じるものとする。

- 1 感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催しその結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備するものとする。
- 3 従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に行うものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第20条 通所介護及び介護予防通所型サービスの提供中に事故及び利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかにご家族へ報告すると同時に主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第21条 通所介護及び介護予防通所型サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

(事故発生時の対応について)

## 第22条

利用者に対するサービス提供時に事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が合発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故防止の為、委員会等において具体的な事故防止の対策を関係職員に周知すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し対策を講じます。

必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

(事業継続計画の策定)

## 第23条

- 1 事業者は利用者に対する必要な通所介護及び介護予防通所型サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための業務継続計画を策定するものとする。
- 2 事業者は従業者に事業継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 4 1～3の措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 5 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市役所に通報し、市役所が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 階層別研修 随時
- (3) 内部・外部研修へ随時参加。その知識を従業員へ周知する勉強会を随時開催。
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 第三者評価の実施状況について、実施無し。
- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人上村鵠生会と管理者の協議のうえ、定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は 令和7年1月7日から施行する。

令和7年1月17日 改正

令和7年2月7日 改正

(別 表)

(令和6年6月1日以降)

湘南なぎさ荘・通所介護及び介護予防通所型サービス

料 金 表

1. 介護報酬に係る費用 (利用者負担1割、2割、3割分)

項目	金額 (単位)		内容の説明
① 基本額	要支援 1	1798単位	要支援のご利用者の単位は1か月分の定額料金
	要支援 2	3621単位	
② 基本額	要介護 1	370単位	3時間以上4時間未満のサービス提供に対する1回あたりの単位
	要介護 2	423単位	
	要介護 3	479単位	
	要介護 4	533単位	
	要介護 5	588単位	
③ 加算額	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位	介護福祉士の配置比率50%以上 ご利用者の心身状況等基本的な情報を厚労省と連携し個別計画書の見直しへ活用する事
	科学的介護推進体制加算 (月1回)	40単位	
利用料	(①+②) × (介護職員等处遇改善加算 I 9.2%) × 10.54 (藤沢市の地域加算) を計算した合計額の1割、2割、3割が1回の利用料金		

2. 運営規程で定められた「その他の費用」(利用者負担10割分)

項目	金額	内容の説明
① 食 費	おやつ代 280 円	
② おむつ代	パット 40 円	利用者の希望で提供した場合 (持参の場合は無料)
	デイパンツ 220 円	
	リフレパンツ 200 円	
③ 衛生材料費	滅菌ガーゼ 40 円	利用者の希望で提供した場合 (持参の場合は無料)
	絆創膏 小10円、大50 円	
	湿布 100 円	
	防水フィルム 80 円	
	ステリテープ 90 円	
④ 文書料	領収書再発行 (1か月分) 550 円	利用者の希望で提供した場合
	領収書再発行 (2か月分以上) 1,100 円	